附則第三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を削り、第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とし、第十三項を第十一項とする。

附則第十四項中「第七十八条第二項第一号」を「第七十八条第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第二項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十五項中「第七十八条第二項第一号」を「第七十八条第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第二項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十六項中「第七十八条第二項第一号」を「第七十八条第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第二項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十七項中「第七十八条第二項第一号」を「第七十八条第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第二項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十八項中「第七十八条第二項第一号」を「第七十八条第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第二項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十九項及び第二十項を削る。

附則第二十一項中「附則第十一項」を「附則第九項」に、「第七十八条第二項第二号の二」を「第七十八条第一項第二号の二」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第二十二項を附則第十八項とし、附則第二十三項から第三十項までを四項ずつ繰り上げる。

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部改正）

第二条　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、機械器具費及び工事雑費」を「及び機械器具費」に改め、「並びに事務雑費及び「及び事務雑費」を削る。

（森林法施行令の一部改正）

第三条　森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「。以下この条において同じ」、「に係るものにあつては当該費用」及び「とし、事務費に係るものにあつては工事費の額の千分の二十五（沖縄県において保安林整備事業として実施されるもののうち保安林改良事業に係るものにあつては、千分の三十五）に相当する額」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の土地改良法施行令第五十二条第一項第二号の二及び第四項並びに第七十八条の規定、第二条の規定による改正後の農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第二条第一項の規定並びに第三条の規定による改正後の森林法施行令第六条の規定は、平成二十二年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県の負担を含む。以下同じ。）又は補助（平成二十一年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。）について適用し、平成二十一年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

第三条　この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定による申請が行われた第一条の規定による改正前の土地改良法施行令（以下「旧令」という。）附則第八項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

2　この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請が行われた旧令附則第十項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

（水源地域対策特別措置法施行令の一部改正）

第四条　水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「第七十八条第二項、第四項及び第五項並びに附則第十五項」を「第七十八条第一項から第三項まで並びに附則第十三項」に改める。

（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号イ中「第七十八条第二項第七号」を「第七十八条第一項第七号」に改める。

第七条中「第七十八条第二項第一号」を「第七十八条第一項第一号」に、「同条第二項第七号」を「同条第一項第七号」に、「同条第二項第二号の四」を「同条第一項第二号の四」に改める。

（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第六条　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第九号イ中「第七十八条第二項第七号」を「第七十八条第一項第七号」に改める。

（土地改良法施行令の一部改正）

第七条　土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「土地改良法施行令（以下「新令」という。）」を削り、「新令第七十八条第二項」を「土地改良法施行令第七十八条第一項」に改める。

（土地改良法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第八条　土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「土地改良法施行令（次条において「新令」という。）」を削る。

附則第三条中「新令第七十八条第二項第二号の二」を「土地改良法施行令第七十八条第一項第二号の二」に改める。

附則第五条中「第七十八条第二項」を「第七十八条第一項」に、「附則第十五項」を「附則第十三項」に改める。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

農林水産大臣　赤松　広隆

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第九十九号

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十五条第一項及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。